

日本共産党の松岡徹です。議員提出議案第3号少人数学級の拡充を求める意見書、第4号道徳の「教科化」中止を求める意見書についての提出者説明を行います。

少人数学級の拡充については、保護者、教育関係者をはじめ、多くの国民の長年にわたる願いです。

貧困、格差の広がり、DVなど、さまざまな要因で、援助が必要な子どもが増え、教育現場も、学級崩壊やいじめ問題など困難が広がっており、35年前からの現行40人学級での学級運営は大変になっています。

こうした状況に対応するため、現在、全都道府県が独自に少人数学級の拡大に取り組み、10県が中学3年生まで実施しています。

少人数になったクラスの教師は「ゆっくり子どもの話が聞けるようになった」「どの子どもがどこでつまづいているかわかる」などと語っています。少人数学級実施で欠席率や不登校が減ったり、人数の多い学級よりいじめの件数が少なかったりという成果が出ています。国際的にも欧米では30人以下学級が普通です。韓国でも35人学級を目標にしており、少人数学級は世界の流れです。

熊本県では、全県的には、小学校2年まで少人数学級を実施していますが、教員の援助が児童生徒にゆき届き、学習や個々の問題の解決でも効果をあげています。

少人数学級の拡充を求める声、世論が高まるなかで、いま、大きな変化が起きています。

昨年11月、日本PTA全国協議会や全国市町村教育委員会連合会、各種の校長会や教頭会など23団体が「子どもたち一人一人へのきめ細かな教育を実現するため」に少人数学級の推進を求めるアピールを発表しました。

国会では、2011年に義務教育標準法が全会一致で改正され、小学1年での35人学級が実現しました。その際、付則で、小学2年以降についても、政府が少人数学級を検討、実施することを決めました。

12年度は、小2を35人学級にする予算がつき、その後も小3、小4と順次実施されるはずでした。ところが12年末に発足した安倍政権がこれを止めてしまいました。15年度予算編成では、財務省が「小学1年も40人学級にもどせ」ととんでもないことを言い出しました。

これに対して、大きな批判が巻き起こりました。

そうしたなか、2月23日の衆議院予算委員会での、日本共産党の畑野君枝衆院議員の質問に対して、安倍首相が、初めて「35人学級の実現に向けて鋭意努力していきたい」と答弁するに至りました。

安倍政権が、35人学級を止めてきた経過からみて、注目すべき変化です。

日本の教育への公的支出のGDP比は経済協力開発機構（OECD）加盟国で最下位

です。段階的にOECD平均並みに教育費を引き上げる計画を立て、その中で少人数学級の拡充を位置づ、実施学年を拡大していくことを求めるべきです。

次に、道徳の「教科化」について、述べます。

安倍首相は、「規範意識を教えることが重要だ」と繰り返し発言しています。しかしながら、安倍政権の閣僚などの献金問題、不適切行為などを散見していますと、この言葉は、自らに言い聞かせるべきではと思わざるを得ません。

道徳の「教科化」を提起した教育再生実行会議は、その意味付けとして、大津市の男子中学生いじめ自殺事件（2011年）をあげていますが、いじめ自殺事件が起きた中学校は文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推進校でした。同事件に関する第三者委員会の報告書は、「道徳教育や命の教育の限界」をあげ、「学校間格差、受験競争の中で子どもたちもストレスを受けている」と述べ、競争主義が社会的背景にあると指摘し、「学校の現場で教員が一丸となったさまざまな創造的な実践こそが必要なのではないか」と強調しています。

もちろん、子どもたちが市民道徳を身につけることは重要です。しかし、国家が特定の価値観を決めて押し付けるべきものではありません。

ところが、中教審答申は、道徳を「特別の教科」として強制する体制を敷き、検定教科書を使用させ、評価を行うというものです。評価にあたっては、作文やノート、発言や行動の観察、面接などで資料を収集し、考え方から行動に至るまで全面的な評価を行うよう求めています。これでは、憲法が定める「内心の自由」（憲法19条）を侵し、国家が個人の考え、発言、行動まで強制することになりかねません。

文部科学行政トップの下村博文文部科学大臣は、教育勅語の「中身はまっとうなことが書かれている」と発言しています。

教育勅語は、「一旦緩急（かんきゅう）あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮（てんじょうむきゅう）の皇運を扶翼（ふよく）すべし」、つまり「重大事態があれば天皇のために命を投げ出せ」と子どもたちに徹底して教え込むものでした。親孝行や兄弟仲よくするなども徳目として並べていますが、それらをすべて天皇への命がけの忠義に結び付けたのが特徴です。この中身を「まっとう」という下村氏の発言は、国民主権や基本的人権を定めた憲法に基づく教育の否定につながるものです。

下村大臣の発言は、文部科学行政のトップとしての資格が問われるものです。同時に、そうした考えを持つ人物の下で進められようとしている「道徳の教科化」に強い危惧を持つものです。

戦前、教育勅語で「道徳」の内容を定め、「修身」などで教え込み、若者たちを戦争に駆り立てた軍国主義教育の誤りを絶対繰り返してはなりません。

学問、教育という点でも、道徳の「教科化」は重大な問題を含んでいます。

教科であるからには、それに対応した科学がなければなりません。自然科学、社会科学それぞれの科学があり、それをもとに教科というのは形成されるわけです。

道徳に関する学問、科学としては、倫理学、哲学がありますが、そこには、それぞれ

の内容についての批判も含めての科学的論究、検証が、当然存在します。ところが、道徳とか徳目とかいうのは、そもそも批判的検証、科学的探究の対象となりえないものです。道徳、徳目の特性です。この点でも道徳の「教科化」は、なされるべきものではありません。

それとも、文部科学省や中教審は、「道徳」という科学をつくれるというのでしょうか。空恐ろしいことです。

道徳の「教科化」の中止を求めるものです。

以上で意見書についての説明を終わりますが、これが私の熊本県議会での最後の発言となります。この4年間、一般質問、質疑、討論、意見書説明と、多くの発言の機会をいただきました。前川議長はじめ歴代の議長、議員のみなさん、蒲島知事をはじめ、執行部のみなさんのご配慮、ご協力によるものであり、厚く感謝を申し上げます。

振り返りますと、私が、日本共産党員となり、政治の道に踏み出したのは、50年前の2月でした。以来、その大半を党の専従として活動し、そして、2期8年間を県議として努めさせていただきました。

今期で、県議としては身を引きますが、生涯を通して、平和で、人々に幸多い、民主主義が行き渡った社会をめざして、ひたむきに歩んでまいり所存です。

最後に、議員のみなさん、執行部のみなさんのご健康、ご活躍を祈念し、お礼とお別れのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。